

令和3年3月19日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

緊急事態宣言解除後の保育所等*の利用について

日頃より、保護者の皆様には、保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和3年3月21日をもって政府による「緊急事態宣言」が解除されることとなりました。引き続き、保護者の皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染症防止のために、お子様及びご自身の体調の確認や衛生管理等にご協力をお願いいたします。

※保育所等：認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

<問い合わせ先>

保育・教育運営課 FAX：664-5479

【保育所等の利用について】 671-3564

【利用料について】 671-0255

保育対策課

【年度限定保育事業について】 671-4469

～先生・職員の方への感謝・応援メッセージを募集しています～

新型コロナウイルスの日本での感染拡大が始まって約1年が経過しましたが、感染症への対応はまだ続くことが予想されています。横浜市では、日々、園内の感染防止に努めながら、保護者の皆様とともに、お子様の保育・教育を続けてくださっている保育所等の先生・職員の方々へ、皆様からの感謝の気持ちや応援メッセージを募集することとしました。

お寄せいただいたメッセージは、4月中旬から、専用ホームページで順次ご紹介させていただきますので、ご賛同いただける方は、次のアドレス又は2次元バーコードからアクセスいただき、メッセージをお寄せください。

5月末日まで募集しております。ぜひご協力ください。

(2次元バーコード)



(アドレス)

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1615248158903>

※メッセージが入力できないなど、お困りの場合は、
保育対策課（電話：671-4469）にお問合せください。